

第4編 復旧等
第1章 応急の復旧

1 基本的考え方

(国民保護法第139条 応急の復旧)

(国民保護法第140条 応急の復旧に関する支援の求め)

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 ライフライン施設の応急の復旧

(1) 市が管理するライフライン施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市及び指定地方公共機関から県に対する支援の要請等

市及び指定地方公共機関は、水道、電気、ガス、通信等のライフライン事業者であることから武力攻撃災害が発生した場合、その被害状況を確認したうえで県に対し、所要の措置について要請することができる。

3 輸送路確保に関する応急の復旧等

(1) 輸送路の優先的な確保のための措置

市対策本部長は、武力攻撃災害による被害が発生した場合、避難住民の輸送等を行うための輸送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧のための措置が講じられるよう必要に応じて総合調整を行う。

(2) 市が管理する輸送施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

1 基本的考え方

(1) 国における所要の法制の整備等

(国民保護法第16条 市町村の実施する国民の保護ための措置)

(国民保護法第141条 武力攻撃災害の復旧)

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

(国民保護法第168条 国及び地方公共団体の費用の負担)

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償

(国民保護法第159条第1項 損失補償等)

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 実費弁償

(国民保護法第159条第2項 損失補償等)

国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費の弁償を県が行う。

(3) 損害補償

(国民保護法第 160 条 損害補償)

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

(国民保護法第 161 条 総合調整及び指示に係る損失の補てん)

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

4 救援に関する支弁

(1) 救援等の応援を受けた場合の支弁

(国民保護法第 165 条 他の地方公共団体の長等の応援に要する費用の支弁)

市は、国民保護措置の実施について、他の都道府県知事若しくは市町村長に応援を受けた場合は、実施者支弁の原則の例外として、市が当該応援に要した費用を支弁する。また、当該費用を支弁するいとまがないときは、当該応援をする他の都道府県若しくは市町村に対し、当該費用を一時的に立て替えて支弁するよう求めることができる。

(2) 知事が市町村長の権限を代行した場合の費用の支弁

(国民保護法第 166 条 都道府県知事が市町村長の権限を代行した場合の費用の支弁)

市は、武力攻撃災害の発生によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、国民保護措置の全部又は一部を知事が代わって実施するが、市は、事務ができなくなる前に実施した国民保護措置又は市が事務を行うことができなくなる前にこれに対して他の市町村が実施した応援のために通常要する費用で市に支弁するさせることが困難であると認められるものについては県が支弁する。

(3) 市町村長が救援の事務を行う場合の費用の支弁

(国民保護法第 167 条 市町村長が救援の事務を行う場合の費用の支弁)

救援の実施に関する事務の一部を市が行うこととしたときは、県に対して救援の実施に要する費用の支弁を請求することができる。また、県が支弁するいとまがないときは、市が一時的に立て替えて支弁する場合がある。

5 市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等

(1) 国に対する負担金の請求等

市が国民保護措置の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等については、県国民保護計画に準じて定めるものとする。この場合において、国に対する費用の請求については、別途国が定めるところにより、国に対して請求するものとする。

(2) 損失補償及び損害補償

国民保護法に基づき市が行う損失補償及び損害補償の手続き等については、県国民保護計画に準じて定めるものとする。

第4章 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続きに関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、県文書管理規程等の定めるところにより適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続きに関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申し立て又は訴訟が提起されている場合には、県を通じて保存期間の延長を行う。